

富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会会議録

1 会議の名称	富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会
2 開催日時	平成 26 年 12 月 24 日 (水) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 50 分
3 開催場所	市役所本庁舎 5 階 503 会議室
4 審議等事項	富津市要援護者安心ネットワーク支援事業の改正について
5 出席者名	(委員) [出席委員] 高橋恭市 白石良造 渡邊俊昭 神子勇 井戸義信 磯部健一 齋藤忠義 森田久 高橋正義 武居賢(代理 本田次人) 福原好子 小泉義行 磯貝睦美 前沢幸雄 高橋進一 [欠席委員] 石井輝之 渡邊明美 (事務局) 健康福祉部社会福祉課：島津課長 花田係長 赤井主任主事 総務部防災課：宇山課長 中山係長 以上 5 人
6 公開又は 非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)
8 傍聴人数	0 人 (定員 10 人)
9 所管課	健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係 電話 0439-80-1258
10 会議録 (発言の内容)	別紙のとおり

富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会会議録

発 言 者	発 言 内 容
花田係長	<p>本日は、公私ともにお忙しい中、富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。社会福祉係の花田と申します。宜しくお願い致します。</p> <p>それでは、進行につきましては、着座にて失礼いたします。</p> <p>会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>[会議資料の確認]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ 資料 1 A 4 縦版 富津市要援護者安心ネットワーク支援事業の現状について</li> <li>・ 資料 2 A 3 横版 富津市要援護者安心ネットワーク支援計画改正について（概要）</li> <li>・ 資料 3 A 4 横版 富津市要援護者安心ネットワーク支援計画 改正案との新旧対照表</li> <li>・ 資料 4 A 4 縦版 富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則</li> <li>・ 資料 5 A 3 横版 避難行動支援制度の流れ</li> <li>・ 資料 6 A 4 縦版 富津市避難行動要支援者支援の手引き</li> </ul> <p>以上です。資料の不足はございませんでしょうか。</p> <p>つづきまして、本協議会委員の任期でございますが、平成 26 年 12 月 17 日をもちまして任期が満了したところでございます。このため、平成 26 年 12 月 18 日付けで、改めて委員の皆様を委嘱させていただきました。</p> <p>任期につきましては、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則第 1 1 条の規定により、3 年間となっております。</p>

委員の皆様におかれましては、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

ただ今から「富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会」をはじめさせていただきます。

なお、本日、石井輝之委員、渡邊明美委員が、都合により欠席されておりますが、会議につきましては、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則第13条第2項の規定により、委員の過半数の出席をいただいていることから、会議は成立することを申し添えます。

また、本会議につきましては、富津市情報公開条例第23条の規定により、会議を公開することとなっておりますので、会議録の作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会の開催にあたり、佐久間市長よりごあいさつを申し上げます。

市長

おはようございます。

本日は、何かとご多用の中、富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会にご出席をいただき、ありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から市政の推進につきまして、ご支援ご協力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。

富津市要援護者安心ネットワーク支援事業は、平成21年からスタートし、5年が経過いたしました。要援護者と呼ばれる人たちは、近隣住民との関係が希薄になりがちであり、孤独死をはじめとした、事件事故を未然に防ぐため、平常時での声かけや安否確認などの支援を、地区社会福祉協議会等のご協力をいただきながら、実施しているところでございます。

<p>花田係長</p>	<p>また、災害時での支援につきましては、区長さんをはじめ、警察、消防団等に支援をお願いしているところであります。</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度には、災害対策基本法の改正とこれに伴います富津市地域防災計画の改正がありました。</p> <p>発災時という緊急の状況にあって、限られた時間のなか、効果的な避難支援を行うため、自主防災組織などの団体が避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう法律が整備されたところでございます。</p> <p>この後、議件に添ってご協議いただくこととなりますが、要援護者の安全安心のため、更なる施策の充実と円滑な実施により、市や関係団体と地域ぐるみで要援護者を支え合うまちを目指してまいりたいと考えておりますので、皆様方には引き続き、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>つづきまして、本日の会議は、新たな任期におけるはじめての会議であり、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆様及び事務局を紹介させていただきます。</p> <p>お手元に配布しております、資料1の13ページをご覧くださいと思います。協議会委員名簿にしたがいまして、ご紹介させていただきます。</p> <p>＜一人ずつ委員を紹介＞</p> <p>以上で委員の皆様のご紹介を終わります。</p> <p>つづきまして、事務局を紹介いたします。</p> <p>島津社会福祉課長。宇山防災課長。中山防災係長。社会福祉係赤井主任主事。私は社会福祉係長の花田でございます。宜しくお願いたします。</p>
-------------	---

<p>会長</p>	<p>恐れ入りますが、市長につきましては、この後所用がございますので、退席させていただきます。</p> <p>&lt;市長退席&gt;</p> <p>それでは、本協議会の議事進行につきましては、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則第12条第2項の規定により、副市長が会長となり、同規則第13条第1項の規定により会長が議長となっております。</p> <p>会長であります副市長、議長席へお願いいたします。</p> <p>それでは、皆さま、改めましておはようございます。本協議会の会長を務めさせていただくこととなりました、副市長の高橋でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>また、委員の皆様におかれましては、日頃から市政運営に対しまして、多大なるご支援ご協力をいただいておりますこと、あらためてこの場をお借りしまして厚く御礼を申し上げるところでございます。</p> <p>さて、本日の協議会ですけれども、要援護者の平常時及び災害時支援について、さらなる充実を図るため、計画の見直しについてご検討いただくものです。</p> <p>要援護者が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現につきましては、区をはじめとする皆様方と行政が一体となり、ご理解とご協力をいただきながら、進めていかなければならない。と、そのように考えておりますので、皆様の変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事進行につきましては、着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは、早速ですけれども議題に入る前に、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則第12条第3項の規定によりまして、</p>
-----------	---

委員	<p>この協議会の副会長を私からご指名をさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、富津市社会福祉協議会会長であります磯部委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>異議なし。</p>
委員	<p>ありがとうございます。異議なしということでございますので、磯部委員、よろしく申し上げます。</p> <p>つづきまして、私から本日の会議の会議録署名人を指名させていただきますと思いますが、これにご承認いただけますでしょうか。</p>
会長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議ないものと認め、会議録署名人を指名いたします。</p> <p>会議録署名人は住民代表の白石委員、社会福祉協議会代表の磯部委員を指名させていただきます。</p>
花田係長	<p>次に、5の報告、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業の現状につきましても、事務局から説明願います。</p> <p>それでは、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業の現状についてご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、今までの経過等も含めまして、ご説明させていただきたいと思います。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>まず、本事業の目的としましては、一人暮らし高齢者や障害者などのいわゆる要援護者の方々が、もっとも身近な存在であります地域の方々、地域団体などのご協力のもと、それぞれの地域において安全で</p>

安心して暮らすことができるように支援していくことを目的としております。

この事業を始めるにあたり、きっかけとなりました出来事が2つありました。

1つは、平成19年の富津警察署との会議の中で、当時、社会問題化しておりました1人暮らし高齢者の孤独死が、富津市内においても年間10件ほど発生しているとの話があり、この事態を重く受け止めた市長から、何らかの具体策を講じられないかとの指示がございました。

また、もう1つとして、当時、新潟中越沖地震などの大きな災害が発生しまして、一人暮らし高齢者や障がい者などのいわゆる要援護者の多くが被災された教訓から、国においても、災害時の要援護者対策を講じるようにとの通知がなされておりました。

こうした事態を受けまして本市では、1つめの「孤独死問題への対策」として、平常時の要援護者に対する定期的な安否確認などの見守り支援、さらに、2つめの「災害発生時の要援護者支援対策」として、富津市地域防災計画との連携を図りながら、災害時の情報伝達や避難所への誘導支援、この2つの支援を柱とした富津市要援護者安心ネットワーク支援事業を、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、区長会、民生・児童委員協議会、消防団、警察署などの関係団体と協議し、連携、ご協力を頂きまして、平成21年度から事業をスタートいたしました。

制度発足から本年度で6年目となりますが、本事業を通じまして、行政や関係団体だけでなく、地域住民同士の支え合い、「共助」を基本とした要援護者の方々が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指しております。

資料1の5ページから12ページに、現在までの事業経過を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に具体的な支援の方法等について御説明いたします。

まず、本事業の支援対象者となる要援護者につきましては、資料1の下段「対象者」に記載されている、1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、介護保険認定の要介護度3以上、各障害において重度の障害をお持ちの方となります。

1つ目の柱となります「平常時支援」では、市から提供される支援台帳により支援計画を作成し、地区社会福祉協議会が中心となり、対象者宅を訪問していただき、声かけなどの見守りサポートや要援護者の状況変化などがある場合は必要に応じて市など関係機関へ連絡を行って頂いております。

次に、2つ目の柱であります「災害時要援護者支援」ですが、災害が発生した場合に、あらかじめ定められた地域の支援者、各区や消防団、もしくは自主防災組織などが、要援護者を避難所へ誘導したり、安否確認などを行っていただくこととしております。

次に、資料1の2ページ及び3ページは、要援護者の方に配布している富津市要援護者安心ネットワーク支援情報キットの説明となります。

このキットは、制度に登録した際に配付しているもので、かかりつけの医院、疾病等及び、緊急時の連絡先など、救急救助等に必要な情報が記載されたカードが入っており、要援護者の方が急病などの場合に、支援に必要な情報が誰でもわかりやすい場所ということで、冷蔵庫に保管するようお願いしております。また、キットが入っている目印として、冷蔵庫の扉に「安心ネット支援情報」と書かれたマグネットの貼り付けをお願いしております。

右側3ページに実際の利用イメージを記載しておりますが、火災発生時に支援情報キットを使用し、緊急時の連絡先の方に迅速に連絡をとることができた実例もございました。

また、このほか、要援護者の方が外出時等における事故や発病等の



際、救急救命に寄与するものとして、先ほどの支援情報キットと同様の事項が記載された安心カードも配布し、外出等の際には、携帯していただくことをお願いしております。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。

富津市要援護者安心ネットワーク支援事業の12月1日現在の登録者数となります。

右下の合計欄にありますように、全体で1,899人、内訳として、平常時及び災害時支援希望者数が718人、平常時のみ支援希望者4人、災害時のみ支援希望者数が1,177人となっております。

対象区分別の内訳といたしましては、一人暮らし高齢者734人、高齢者のみの世帯887人、介護認定者34人、障がい者220人、その他24人となっております。

全体の登録者数は平成26年1月の調査時点と比較しますと55人減となっております。これは調査により死亡した方が72名いらっしゃったことによるものが大きな要因となっております。

なお、平成26年9月に685名の新規対象者につきまして登録のご案内を郵送し、民生・児童委員、地区社会協議会等の皆様にご協力をいただいているところでございます。

11月末時点では登録のご案内を郵送した方から、33名の方の登録がありました。

また、今後、すでに65歳を過ぎてしまっている方にも、新規登録のご案内を郵送することにより、支援を必要とする方々の更なる登録を推進していく予定でございます。

以上で、要援護者安心ネットワーク支援事業の現状についてのご説明を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。

それでは、つづきまして6の議題に入らせていただきます。

島津課長	<p>「要援護者安心ネットワーク支援計画の改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議長。</p>
会長	<p>どうぞ、島津課長。</p>
島津課長	<p>はい。それでは、議題「富津市要援護者安心ネットワーク支援計画の改正について」をご説明させていただきます。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>1の支援計画の改正目的でございますが、これまでは要援護者の災害時支援については、本計画の中で、支援を希望する方のみ地域支援者等を定めて行ってまいりましたが、昨年度の災害対策基本法の改正により、地域防災計画に基づく一定の要件に該当する方すべてを避難行動要支援者と定め、地域防災計画の中で、より実効性のある避難支援に取り組んでいくこととなりました。</p> <p>従いまして、今回の改正は、災害時支援については、富津市防災計画に基づいて実施することとし、支援計画の内容から削除する改正を行うものであります。</p> <p>改正に伴うおもな変更点でございますが、(1)の平常時支援については、現在722人の方が登録されており、計画名称を「要援護者地域見守り計画」に変更し、引き続き支援を実施してまいります。</p> <p>見守り支援に必要な名簿の提供先については、表に記載のとおり、主に災害時支援用として名簿の提供を行ってまいりました区長及び消防団以外の関係機関に対して、引き続き提供を行います。</p> <p>また、民間事業者の協力により実施している「高齢者見守り事業」と連携を図り、支援の必要がある方に対して登録の推進を行うなど、</p>

更なる孤独死防止等に努めてまいります。

次に（２）災害時支援につきましては、本計画から削除され、地域防災計画へ移行することとなりますが、主な変更内容について、ご説明いたします。

要援護者の登録については、これまでの希望者のみの登録から、地域防災計画に定められた一定の条件に該当する方全員が対象者として登録されることにより、現在の登録者数 1,899 人から、今後は約 7,000 人の情報が、法律の規定のもとに災害時等の避難支援に活用されることとなります。

また、今までは名簿の提供が困難であった、自治会や自主防災組織といった法人格を持たない任意団体につきましても、提供先団体として拡充され、避難支援に活用することができ、地域における防災力の向上を図ることができることとなります。

次に 2 の協議会についてですが、事業計画の名称変更とともに、協議会の名称を「富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会」から「富津市地域見守り協議会」に改め、協議内容等を平常時の見守り支援について行うものいたします。

3 の今後のスケジュールでございますが、支援計画の改正について本協議会でご承認いただいた後に、1 月の民生・児童委員定例会、2 月に地区社会福祉協議会での改正内容の説明を行い、関係団体、登録者への制度変更の周知を経て、4 月に改正後規則の施行、全体区長会議での説明を予定しております。

次に資料 3 は、計画の具体的な改正部分について、左半分が現行計画、右半分が改正案の比較表でございます。

右半分の改正案は、計画改正の概要でご説明しました変更点について所要の改正を行ったもので、計画名称の変更、現行計画から災害時支援に関する記述の削除、平常時見守りに特化した内容となりますが、概要でご説明した部分以外の変更点について補足させていただきます。

	<p>す。</p> <p>表紙の次のページから、右側上下にページ番号が記載されています。</p> <p>4 ページの左下、改正前の(2) 要援護者安心ネットワーク支援台帳への登録についてに関する文中の「随時市が保管する台帳への更新を行うこととし、大規模な更新をおおむね3年で行うものとします。」という記述については、今後、見守りサポートを希望する要援護者につきましては、地区社会福祉協議会及び民生委員さんから、随時、情報提供いただき更新しているため、削除しております。</p> <p>次に、10 ページ左側、計画の施行についてでございますが、改正後は、他の事業との連携に関する記述に変更しております。</p> <p>そのほか、災害時支援を想定しておりました、地域支援者の登録及び要援護者安心マップにつきましては、改正後の計画から記述を削除しております。</p> <p>最後に資料4は、参考としまして現行の本事業の実施規則となります。計画の変更内容に合わせて、改正を行うこととなります。</p> <p>以上で、計画改正に係る変更点について説明を終わります。</p> <p>引き続き、要援護者の災害時支援の今後についてを、防災課よりご説明いたします。</p>
会長	<p>宇山課長どうぞ。</p>
宇山課長	<p>それでは、防災課から要配慮者の災害時支援についてご説明をさせていただきます。</p> <p>今、島津課長からお話のあった内容と一部重複するところもございますが、初めに経緯についてご説明させていただきます。その後資料に基づいてお話をさせていただきます。</p> <p>東日本大震災を踏まえた法制上の課題を解消するため、災害対策基本法が平成25年6月21日に改正されました。</p>

この改正のなかで市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとされました。

このことによりまして、これまで登録を希望していた方 1,899 人から要件に該当する方、約 7,000 人に増えた名簿を作成し災害時の支援に配慮することとなります。

市といたしまして、この災害対策基本法の改正を受けまして、平成 26 年 2 月に地域防災計画を修正いたしまして、避難行動要支援者に係る重要事項について定めるとともに、細目的な部分を含め、地域防災計画の下位計画となる全体計画の策定を進めているところでございます。

本日は、資料 5、資料 6、資料 7 をご準備いたしましたので、災害時支援の流れについて資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

はじめに、資料 5、避難行動支援制度の流れをご覧ください。

まずこの制度に関わる、4 つの区分について説明いたします。

はじめに、災害時等に自ら避難することが困難で支援を要する方を、「避難行動要支援者」として左上に記載しております。

これまで要援護者安心ネットワーク支援事業の対象者と同じ 65 歳以上の単身世帯等記載のとおりであります。

左下には、この避難行動要支援者に対して「制度の周知」や「個別計画の作成支援」を行っていただく「避難支援等関係者」で民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会に属する方などで、これまでの制度に加え、自治会、自主防災組織などが追加されました。

右上は、要支援者を実際に支援する方になり、災害時等に駆けつけ避難支援ができる方で、親族、近隣住民などを想定しています。

最後に右下の市ではこの要件に該当する方々の名簿を作成し災害時に備え保有するとともに、平常時において、避難支援等関係者の方から請求があった場合に、地域内の名簿を提供いたします。

制度の流れにつきましては、図中に矢印を記載するとともに右側の枠内に解説しておりますのでご覧ください。

①の周知については、

記載では避難支援等関係者から始まっていますが、市では、「広報ふつつ」などを活用してお知らせするとともに、避難支援等関係者の皆様に対して別途、説明の機会を設けさせていただきます。

また、名簿は、災害時又は災害発生のおそれがあるときには、避難支援等関係者に対し必要に応じて地域内の情報を提供できるとされていますが、法の規定により平常時の提供に当たっては、本人同意が必要となります。

このため、市では、名簿登載者あて、あらかじめ平常時からの提供について「不同意」である場合には意思表示していただくことにより、確認しようとするものであります。

この文書送付の際にも制度について資料を同封しお知らせするものであります。また、不同意書は市に直接送られてくるもので、図では②の部分になります。

避難支援等関係者には、名簿情報をもとに個別計画を作成するためのコーディネートをしていただきます。

これは、⑤の支援の依頼に当たっての助言等を想定しています。

要支援者から提出された個別計画は、避難支援者と避難支援等関係者に送付し有事に備えていただきたいと思います。

次に資料6の富津市避難行動要支援者 支援の手引きについてご説明いたします。

この支援の手引きにつきましては支援等関係者への説明で使用するものとなりますが、1枚めくっていただきまして、目次をご覧ください

	<p>だきたいと思います。内容につきましては、第1章から第4章までそのあとQ&amp;Aでございます。</p> <p>1ページ、2ページ目が「はじめに」ということで、この制度につきまして、今説明した内容と一部重複しますが、内容をはじめに記載しております。</p> <p>第2章といたしましては、平常時の具体的な取り組みの流れとしまして3ページ、4ページ、第3章として、地域などにおける災害時の対応として5ページ、6ページ、避難所における支援として7ページ、8ページにそれぞれ段階を追って皆様に実施していただきたいこと、お願いしたいことについて記載してございます。</p> <p>9ページから11ページには質疑応答を掲載してございますので後ほどご覧いただきたいと思います。</p> <p>また、資料7につきましては、避難行動要支援者制度の今後のスケジュールといたしまして、これまでの流れとこれからの予定について記載しております。</p> <p>今現在名簿を作成しておりますが、1月から3月までの各団体にご説明し、先ほどご説明いたしました不同意の確認文書の送付等をさせていただき、調整後、随時請求に基づきまして、名簿を皆様に提供していくこととなります。</p> <p>簡単ではございますが、以上で安心ネットワークから移行する要配慮者の災害時支援についての説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対しましてご意見、ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
会長	
井戸委員	はい。(挙手)

会長	井戸委員どうぞ。
井戸委員	名簿について、質問させていただきます。 これは、今まで私たちがやっている名簿と同じものが使われるということでしょうか、それとも全く別の名簿ということでしょうか
宇山課長	はい。(挙手)
会長	宇山課長どうぞ。
宇山課長	記載事項は若干違ってきますけれども、対象者の数は、今よりも増えてきます。
井戸委員	もちろんそうなんですけれども、安心ネットワークで民生委員が現状いただいているものと全く別個のものになるのでしょうか。
宇山課長	はい、別個のものになります。新たに作成した名簿として皆様に提供させていただきます。
井戸委員	なるほど。では、今民生委員が安心ネットで持っているのはそのままにしておいて、それでまた、そのあとにそれを。
花田係長	そうですね。4月なりますと、毎年新しい名簿を、お渡ししていると思うんですけれども、
井戸委員	ええ、もちろんいただいております。



花田係長	それにつきましては、今後、次回の4月からは平常時見守りの方だけということで、今までと同じ名簿をご提供させていただきます。
井戸委員	わかりました。
島津課長	はい。(挙手)
会長	島津課長どうぞ。
島津課長	<p>今まで、災害時用として地域支援者等の名前が記載されていたんですけども、それが、こちらのほうにかわった防災の方の関係では、その部分が若干今までと変わって、無い部分が出てきます。</p> <p>これは、法律に則った中で、名簿作りますので、今までの安心ネットワーク支援事業の名簿と若干ずれが出てきますので、よろしくお願いいたします。</p>
井戸委員	わかりました。
会長	他にございませんか。
島津課長	少しよろしいですか。(挙手)
会長	島津課長どうぞ。
島津課長	4月に最初に渡す名簿は、同意のあった方の名簿になります。災害時で、出せる名簿がありますので、それは、災害発生するんじゃないか、というような危機感があった場合には、不同意の方の名簿を、そ

	<p>のときに出すこととなります。</p>
神子委員	<p>よろしいですか。(挙手)</p>
会長	<p>どうぞ、神子委員。</p>
神子委員	<p>ますます要援護者が増えるものと思われます。</p> <p>そのなかで、支援体制の編成があるんですが、いくつかの団体、そういうのが書いてあるんですが、どこが最終的に安否の確認の責任をとるんですか。</p>
島津課長	<p>それは、災害時の場合ということでしょうか。</p>
神子委員	<p>はい。災害時のときですね。</p>
宇山課長	<p>(挙手)</p>
会長	<p>宇山課長。</p>
宇山課長	<p>はい。</p> <p>責任というところで言うと、できる範囲でということになります。</p> <p>要は、避難を支援する方々が日頃から、だれを支援していくのを個別に考えていく中で、災害があったらその方を助けに行くということをあらかじめ決めておく。</p> <p>もちろん、最終的には、どなたが見つからないのか、何かあったのかという確認は、まとめていかなければならないんですけど、今言われているのは、災害直後のお話ということで、よろしいでしょうか。</p>

神子委員	<p>そうですね、災害直後にですね。多分要援護者の登録をしますと、誰かが、私のところに助けに来てくれるんじゃないかと、そういうふうに思っているはずですね。必ず、登録された方は、そう思うはずで。必ず誰かが、くるから私はここに登録するんだ、と。</p> <p>ところが、いつまでも誰もが、誰かがやるんだろうと思って来なかったら、ただ登録しただけに過ぎないわけです。絵に描いた餅になってしまうので、その辺が、もうちょっと具体的な組織だった動きというものが、ここでは、見えないんです。ですから、誰かがやるだろうと、このなかに記載されている誰かがやればいいんだろうということであれば、困るわけですね。</p>
高橋委員	はい。(挙手)
会長	高橋委員。
高橋委員	<p>はい。</p> <p>今、神子委員からお話の中で、当然でてくる話なんですけれども、それは、やはり市がやったりですね、消防団がやったり、消防本部がやったりするのではなくて、私たちは大きな部分のときに行ってしまうって、一人一人の要援護者の対応は、なかなかできない。</p>
神子委員	そう思いますね。
高橋委員	<p>そのところは、自助、共助の、その共助のところで、やっていただくようになると思います。今、神子委員がおっしゃることは、十分わかるんですけれども、誰かがやるんですけれども、そこのところをお互いに補い合うのが、今日のこの会議の一番の目的で、そこのところは共助でやっていただくように、皆でやっていくしかないんじゃない</p>

<p>神子委員</p>	<p>かと、そういうふうに思います。</p> <p>そうすると、共助といいますと、まあ、隣近所なんですけどね、組織だった動きがないと、できないはずなんですよ。当然ね。</p> <p>共助というの、組織で動かないとこういう災害時の行動というのは、私はできないと思います。ですから、その中で、ここに自治会とか、自主防災組織とか、そういうのがああるんですが、その辺をもうちょっと明確にしておいた方がいいのかなと。多分、警察、消防署の、消防団、消防署の人たちは、大きな災害では動けないと思いますので、その辺をね、もうちょっと小さな動きについては、この辺で、共助的をお願いしたいということであれば、そういうふうにして、各自治会で組織を作ったり、そういうふうにしていかなければいけないのかなと、そのように思います。</p>
<p>宇山課長</p>	<p>(挙手)</p>
<p>会長</p>	<p>宇山課長どうぞ。</p>
<p>宇山課長</p>	<p>はい。</p> <p>今のご質問で、絵に描いた餅にしないためにどうしたらよいかというところで、災害時に支援の制度がありますということだけでは、だれも助けにこないと、今おっしゃられたとおりなんです。そういったことにならないために、皆様のご協力をいただいた中で、支援を実際していただく方を見つけていく、ということが、個別計画の作成ということで、一つのプロセスの中で、やっていかなければいけないこととなりますので、そのためには、こちらの支援の手引きのほうで、また関係者の皆様に別途ご説明をさせていただきますけれども、3ページの平常時の具体的な取り組みの流れという中のステップ1と記</p>

	<p>載させていただいておりますが、地域内で、この取り組みを進めていくためにですね、どうしたらこの方を支援できるのかとか、どうやって皆で顔の見える関係を作っていったらいいのか、ということについて、具体的に話し合っただけであればと。今話があったとおり、大きな災害が広域であった場合には、消防署や消防団、そういった方々がなかなか、一人一人のもとへかけつけられないというのは、皆さん考えていただければわかる話でございますので、ぜひ、日頃から、誰が誰を確認をするとか、声かけをするとかとかいうのを決めていただければ、というふうに思っております。</p>
神子委員	はい、わかりました。
渡邊委員	はい、すみません。(挙手)
会長	渡邊委員どうぞ。
渡邊委員	<p>今、組織の支援体制の中で、民生委員がだいたい中心の中にお話があったようなんですけれども、どこの地域も高齢化で、民生委員の方が高齢化になっていて、そういう災害時に現実の問題として、支援者で、トップバッターで行けるかどうか。</p> <p>現実には民生委員の要請をするのは、区長に要請がくることが多いんですけれども、選ぶ人を。</p> <p>現実の問題として、今までそういう大きな災害がないからそういう体制の中で、民生委員のほとんどの人が高齢化になっている者が非常に多いわけですよ。</p> <p>そういう体制の中で、今後まあ、区長に民生委員を選ぶときに、現実的に災害があったときに、全員が、若い人がいるかということ、そういう問題もちよっと疑問視があって、それで、今後の問題として、動</p>

	<p>ける人等に限られる、地域によっては、かなり格差があるんじゃないか、という部分もあるかなど。そういう問題で疑問に。</p> <p>われわれが、民生委員の方を選出している関係もあって、こういう疑問が。ただ、問題は高齢化になっていますからこういう質問をしました。</p>
島津課長	(挙手)
会長	島津課長。
島津課長	<p>民生委員さんに関しては、今までの安心ネットワーク支援事業の中の見守り部分が主体となります。</p> <p>先ほど今回の災害対策基本法の改正によって、災害時に関しては、宇山課長からも話があったように、それぞれの地区で自主防災組織とか、自治会トップが中心となって、その中で、共助の仕組みを作っていただくと。その中で、民生委員さんも当然含まれてくると思うんですけども、今回の計画の中では、社会福祉課の所管する平常時見守りに関しては、民生委員さんと地区社協さんが中心となって行っていただく形となろうかと思えます。</p>
宇山課長	(挙手)
会長	宇山課長どうぞ。
宇山課長	<p>はい。</p> <p>今、民生委員さんの仕事が過度になって心配だというお話だと思うんですけども、避難を求める方、要支援者として避難を求める方に対して、民生委員さんが全部の方に手を差し伸べるというよりは、今</p>

<p>神子委員</p>	<p>回は、コーディネーターとしてその方々に、誰が支援したらいいかな、ということ投げかけていただくという役割、というふうに思います。もちろんそういった支援する側に回る可能性がないわけではないんですけども、先ほど支援の手引きの3ページのステップ1でお話させていただきましたが、ステップ2では、名簿を市の方に請求していただいて、その個人の情報を、地元の方々がどんな方々がいるんだろうという情報をまず知っていただく。</p> <p>その、知っていただいた方に対して訪問して、誰か助けてくれる方がいますか、という声かけをしていただく。で、そのあと、いなければ誰がいるでしょうね、ということで、地域ぐるみでさがしていただく。そして、個別計画にそのことを書いていただいて、そういったことを、市や実際に支援をされる方や支援等関係者である皆様と情報を共有していくという流れで、できればそういう方々を含めて避難所までの避難訓練を試みようとか、そういうところまで発展できると非常に実行性のある内容となると考えております。</p> <p>今の関係ですが、たまたま、私の区では自主防災組織の見直しをして、この9月に防災課に届けたわけですが、そのなかで、やっぱり一番心配だったのは、この要援護者への取り組みだったんです。地区社協においても、平常時はわかりますが、民生委員しかこの要援護者名簿をもっていないから、一人の民生委員が何十人も安否の確認は、行えないと、というようなことを思いまして、私どもの区では、情報班というのを設けまして、そこに必ず地区社協の人たち、民生委員がいなければ地区社協の人を班長としまして、また、救助とか避難とかそういうものについては、避難誘導班が行うと、そういう組織を作ったんですが、天神山地区では、こういうのを作りましたよという研修を行ったんです。</p> <p>それは、地区社協の人たちを入れていなかったんですが、区長会でや</p>
-------------	---

	<p>ったんですが、ほとんどのところは、防災組織を持っているんですが、組織だったものが今ないと思われる。</p> <p>その点で、もうちょっと防災課のほうで、防災組織の見直しを進めていったら、いかがなものかと思います。以上です。</p>
宇山課長	(挙手)
会長	宇山課長どうぞ。
宇山課長	<p>はい。</p> <p>今まさに、おっしゃるとおりで、何十年も前に自主防災組織をつくったけれども、うまく引き継がれずに機能してないというところもありますので、こういったことで、皆様への説明の機会を通じて、自主防災組織の在り方について皆様にご説明していくなかで、いろいろと活性化できたていけたらいいなと考えておりますので、今おっしゃられた通り頑張っていきたいと思います。</p>
会長	<p>他にございますか。</p> <p>私から、一つ質問してよろしいですか。</p> <p>個別計画の件なんですけれども、事務的な話になるんですが、新たに希望する人がいるとすると、数も多くなると思います、また余分に何回もやり取りをするというのは、間に入っていただく人や市の担当も大変になると思うんですけど、計画は様式を決めてお配りするのでしょうか。</p>
宇山課長	個別計画につきましては、様式案は既に作っておりますので、ここで、書いていただくような形になります。



<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>特にないようでございますので、事務局の説明のとおり、計画の改正について承認することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議ないものと認め、要援護者安心ネットワーク支援計画の改正について承認するものといたします。</p> <p>最後に、今までの協議等の中で、何かご意見、ご要望、あるいはご質問等ございましたら委員の皆様よろしくお願ひします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にありません。</p>
<p>会長</p>	<p>委員の皆様には長時間にわたり、慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会を終了とさせていただきます。</p> <p>[閉会]</p>

上記会議の記録が、実際の会議の内容と相違ないことを証するためにここに署名する。

平成27年1月14日

富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会

署名委員 白石 良造

署名委員 磯部 健一